

ための税制措置

- ・ 中小企業対策税制（再掲）

○省エネ・新エネ対策、金属資源開発の推進等

- ・ 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制（再掲）
- ・ 国内クレジット制度の活用を通じた、公共サービスを含めた省エネ・新エネ設備導入促進に向けた連携強化
- ・ 金属資源（レアメタル・鉄鉱石等）の探鉱開発支援

○原油市場の安定化に向けた資源外交の強化や石油製品価格等の市場動向の監視

○世界最先端の研究開発、イノベーション促進

- ・ ノーベル賞を受賞するような世界最先端の研究開発促進
- ・ ライフサイエンス分野の新事業創出に資する規制改革
 - ー ライフサイエンス分野での新事業の創出等に資する規制改革について
年内に結論
- ・ 競争力の源泉たる秘密管理された技術情報等の流出防止
- ・ イノベーションを促進するための仕組みの創設（イノベーション創造機構（仮称）、イノベーション特区（仮称））等

○日本版ESOP（従業員株式所有制度）導入促進のための条件整備

＜第3の重点分野＞地方の底力の発揮

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、高速道路料金の大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくり、住宅投資・防災強化などを進めるとともに、地方公共団体の支援を行う。

7. 地域活性化対策

◇高速道路料金の大幅引下げ、地域企業の再生、商店街活性化、ICT活用、PFIの活用等を通じて地域経済の活性化を図る。また、観光立国の推進、安全・安心な交通空間の確保や物流コストの低減等に直結する交通ネットワーク整備により、地域の底上げを図る。美しい自然を守り育て、多くの人々が訪ね、住みたくなる「まちづくり・地域づくり」を進める。

＜具体的施策＞

○高速道路料金の大幅引下げ

- ・ 国民生活や地域経済の支援や地球温暖化防止の観点から、「安心実現のための緊急総合対策」において導入した割引に加え、当面22年度まで、更なる重点的な引下げを行う。

- 物流効率化のため、平日、割引がなかった時間帯への割引の導入等
- 観光振興や、地域の生活・経済支援のため、休日、地方部の長距離利用料金や、首都・阪神高速利用料金の引下げ等

○地域企業再生、商店街活性化、ICT活用、PFIの活用による地域経済活性化

- ・ 地域力再生機構の早期設立と第3セクター改革
- ・ 商店街活性化
 - 商店街を安心・安全・快適なものとする防犯機器の設置等
- ・ 条件不利地域等のICT基盤整備、地域におけるICT利活用の

高度化・ICTによる地域経済活性化

- ・放送デジタル化への円滑な移行

- デジタル移行に伴う国民の不安解消のためのきめ細かな対応等を集中的に実施

- ・PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正を行う。

○観光立国の推進

- ・観光圏の整備促進による魅力ある観光地づくりの支援
- ・宿泊施設等受入れ体制の整備、出入国管理・査証発給体制整備等の観点から踏まえた訪日査証の見直し等による外国人観光客の拡大

○地域建設業の新分野への進出や他産業との連携事業等の支援

○安全・安心な交通空間の確保と物流コストの低減等に直結する交通ネットワーク整備

- ・通学路や交差点などの交通安全対策、鉄道駅のバリアフリー化、地域バスの利便性向上、LRTプロジェクトなど、安全・安心な歩行・交通空間の確保
- ・地方の活力向上と国際競争力に資する道路ネットワーク整備、都市鉄道の整備等、貨物運送における中小・小規模企業対策、羽田空港や一般空港の機能高質化、スーパー中枢港湾、安全な海上交通路の整備等による物流コストの低減等

○地域づくりの推進

- ・美しく活力あるふるさとづくり
 - 地球・森林アクションプラン、美しい日本を守るクリーンアップ大作戦、環境保全型の地域づくり等の推進・支援
- ・過疎地域への定住促進
- ・地域の生活排水対策
- ・国が整備した施設における油流出の防止、施設周辺の騒音対策等

◇水田フル活用に取り組む農業者への支援の充実、農業の将来を担う経営の育成、農地・技術に関する施策の強化や農商工連携等の推進による国産農産物の積極的活用、林業・水産業の活性化等を進める。こうした取組により、「強い農林水産業」を目指して雇用を創出し、地域を活性化する。このため、食料自給率50%に向けた工程表を作成する。

＜具体的施策＞

○農業の将来を担う経営の育成と雇用創出等

- ・水田フル活用に取り組む農業者への支援
- ・担い手に対する融資の円滑化、施設整備等に対する支援
- ・新規に就農しようとする者の農業法人での実践研修の支援（「農」の雇用事業の創設）
- ・企業的な農業経営を目指したネットワーク形成の支援
- ・リース方式による最新生産方式の導入の飛躍的拡大

○技術開発の加速と農商工連携、国産農産物の積極的活用等

- ・IT技術等の農業への活用促進や農業関係施設における省エネルギーの推進
- ・国産原料を安定的に活用する農商工連携への支援や地場農産物の販路拡大、畜産経営安定対策の緊急実施等
- ・エコツーリズムなどとの連携による地域資源の活用、きめ細やかな基盤整備の推進等
- ・地域産品の国内外への市場開拓支援など雇用創出等の地域活性化に向けた農山漁村施策と関係省庁の施策との連携促進

○森林・林業の活性化

- ・国産材の住宅等への利用拡大、木質バイオマスの利用促進、森林における路網整備の推進等

○水産業の活性化

- ・水産物の産地販売力の強化、漁業用資材・餌飼料の使用の改善合理化等による収益力強化の取組への支援、水産基盤等の整備推進

等

○食に対する信頼確保等

- ・ 事故米穀とは知らずに販売・加工した善意の事業者への支援等

○親切でわかりやすい農林水産行政の展開

8. 住宅投資・防災強化対策

◇住宅ローン減税や容積率の緩和などを通じて住宅投資等を促進するとともに、省エネ、子育て等に資する住宅の普及を支援する。また、公共施設の耐震化等防災対策を通じて国民の安全を確保する。

<具体的施策>

○住宅ローン減税や容積率の緩和などによる住宅投資の促進等

- ・ 住宅ローン減税（個人所得課税）の延長・拡充等
 - 住宅ローン減税の期限延長、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ、環境・高齢化問題等のための省エネ・バリアフリー等の住宅リフォーム減税について投資型の減税の導入等を検討
- ・ 各種土地税制の延長・拡充等
- ・ 優良な住宅取得支援制度の拡充等による子育て世帯等の住宅の取得・確保支援、住宅・建築物の省エネ改修に対する助成、木造住宅の振興・二地域居住等の促進
- ・ 容積率の緩和（高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等）
- ・ 地方都市などにおける優良な都市開発プロジェクトへの支援、地域活性化のための不動産の証券化、流動化の促進等
- ・ 改正建築基準法・改正建築士法・住宅瑕疵担保履行法の円滑な運用・施行に向けた対応

○公共施設の耐震化等防災対策

- ・ 学校や住宅等の耐震化の一層の加速と公共施設の震災対策（空港、上下水道施設、廃棄物処理施設、矯正施設、官庁施設等）・グリ

ーン化・エコ改修等、道路橋等老朽化の進む社会資本ストックの長寿命化等の保全対策

- ・集中豪雨、津波・高潮対策の実施、気象施設の整備、都市公園の整備等による都市の防災機能の向上等
- ・救助技術向上のための消防団資機材の充実など災害対策の強化や、個室型店舗等の消防用設備等の自己点検実施支援等緊急防火対策の徹底

9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

＜具体的施策＞

○道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る

○地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する

○地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する

○景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる

第3章 財源

＜経済成長と財政健全化の両立＞

本対策の財源は赤字国債に依存しないこととする。また、基礎年金国庫負担割合を1／2に引き上げるための所要財源を含め、持続可能な社会保障制度の構築等に必要となる安定的な財源を確保するため、消費税を含む税制抜本改革の道筋（「中期プログラム」）を年末までに策定する。

1. 国費と事業規模

○本対策の財源については、赤字国債に依存しないこととし、そのための特例措置として、平成20年度における財政投融资特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れを停止するなど財政投融资特別会計の金利変動準備金の活用等を行う。

○「生活対策」の財源である国費と事業規模は、別紙のとおりである。

2. 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムの策定

○以下を「基本骨格」とする中期プログラムを、年末の税制改正においてとりまとめる。

（1）景気回復のための減税等

世界経済の混乱から国民生活を守り、3年以内の景気回復を最優先で図るため、景気回復期間中に、減税措置及び生活支援定額給付金（仮称）を税制抜本改革を前提に時限的に行う。

（2）社会保障安定財源の確保

社会保障制度については、その機能強化と効率化を図る一方、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する財源をはじめ、国・地方を通じて持続可能な社会保障制度とするために安定した財源を

確保する必要がある。このため、経済状況の好転後に、年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、給付に見合った負担という視点及びこれらの費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始し、時々の経済状況をにらみつつ、2010年代半ばまでに段階的に実行する。その際、国民の理解を深めるため、現在行われている歳出の無駄排除と行政改革を引き続き行うとともに、社会保障給付とその他の予算とは厳密な区分経理を図る。

(3) 税制抜本改革の全体像

社会保障の安定財源確保をはじめ、我が国の成長力の強化、社会におけるさまざまな格差の是正など種々の課題に整合的かつ計画的に対応するため、本年末に、個人、法人の所得課税、資産課税、消費課税の各税目の改革の基本的方向性を明らかにした「税制抜本改革の全体像」をわかりやすく示し、これに基づき抜本改革を断行する。

(別紙)

「生活対策」の規模

単位：兆円

	国費	事業費
I. 生活者の暮らしの安心	2. 8 程度	3. 0 程度
1. 家計緊急支援対策	2. 0 程度	2. 0 程度
2. 雇用セーフティネット強化対策	0. 3 程度	0. 3 程度
3. 生活安心確保対策	0. 5 程度	0. 7 程度
II. 金融・経済の安定強化	0. 6 程度	2 1. 9 程度
4. 金融資本市場安定対策	—	—
5. 中小・小規模企業等支援対策	0. 5 程度	2 1. 8 程度
6. 成長力強化対策	0. 1 程度	0. 1 程度
III. 地方の底力の発揮	1. 6 程度	2. 0 程度
7. 地域活性化対策	0. 8 程度	1. 0 程度
8. 住宅投資・防災強化対策	0. 2 程度	0. 4 程度
9. 地方公共団体支援策	0. 6 程度	0. 6 程度
合 計	5. 0 程度	2 6. 9 程度

(注)

(注1) 財政投融资の追加 1. 5 兆円程度による事業費の増を含む。

(注2) 税制措置については、21 年度税制改正において具体化。